

(3) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。
(各漁協共通)

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁協共通)

ウ 遊漁者が(自己の不注意により)遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。
(上小漁協、犀川殖産漁協、更埴漁協)

(4) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁協共通)

イ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁協共通)

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁協共通)

エ 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁協)

オ 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面漁協)

(5) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁規則の励行(または遵守)に関し必要な指示を行うことがある(またはできる)。(各漁協共通)

イ 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(または帽子)をつけるものとする。(各漁協共通)

(6) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、(又は)以後のその者の遊漁を拒絶することがある(または拒否することができる)。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。(各漁協共通)

(7) 河川特設釣場に関する事項

次の漁協にあっては、河川特設釣場を設置する。

○ 上小漁業協同組合

区 域	魚 種	期 間	料 金
宮渚川 宮渚神社歩道橋から上流の宮渚 砂防堰堤までの180mの区間	いわな にじます	4月1日から9月 30日までの期間内 で組合が定めて公 表する期間	1人当たり放流量 にじます3尾、又は、 いわな2尾 2時間 1,500円(大人、子供)